

豊かな心と生きがいを育むまち“古座川”

2016



広報

こざがわ 7

Vol. 148



古座・西向中 野球部 郡大会 優勝!!

7月16日から2日間行われた夏の郡大会で、古座・西向中学校の野球部が見事優勝を果たしました。県大会でのご活躍を期待します。

古座川町長・ 町議選挙結果

(関連記事:P2~3)

西前町政

一期目がスタート

古座川町議会6月定例会町長所信表明

去る6月5日の古座川町長選挙におきまして、多くの町民の皆様と関係各位の力強いご支援とご厚情により町長の重責を担うこととなりました。就任にあたり、町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、公正公平な町の実現と、町民の声や思いを行政へ反映させる事を基本姿勢として「生きがいのある住んでみたい町」の実現を一貫して主張してきました。

ただし、行政の広い分野で十分な成果を挙げるには時間がかかり、難問が山積している今、町政は一瞬たりとも立ち止まることが許されないことも理解しています。

本町の財政状況は極めて厳しく、総予算は一般会計で30億円弱であり、町税などの自主財源は約2億円です。

限られた予算の中で、できる限り住民サービスの質の低下をさせず、真に必要な事業かどうかの見直しを行い、決断をしたところには大胆に予算を配分する「選択と集中」を実行します。

そこで、8つの視点で町政を考えることから始めさせていただきます。まず、高齢者、障害者に思いやりのある故郷づくりの視点です。具体的には、老人施設へ入所できない方々向けの共同住宅などの整備、町外施設へ入院時の差額室料の負担軽減、休日の配食サービス、医療および介護の職員の養成、在宅で寝たきり及び認知症の方の介護手当の見直しなど、医療、福祉、介護サービスの充実のため、なお一層きめの細かい取り組みを実行します。

2番目は、防災対策の強化推進です。避難場所、避難路、通信手段の再点検、再検討を行い、七川ダムの放流量の変更、河川改修など、安心して暮らせるために、県へ強く要望していきます。

3番目には、子育て支援、若者の定住のための支援です。保育園児の保育料の負担軽減、小学生の給食費の無料化、高校卒業時までの医療費の無料化、教育奨学金貸与規定の見直しによる貸付金額の増額と返納金規程の緩和を行います。



また、定住支援として、高台への住宅地の造成と住宅取得者への利子補給制度を設けると同時に、奨励金などの給付についても検討していきます。

4番目は、生活支援の更なる整備です。飲料水施設の整備、生活道路の改良、シルバー人材派遣事業所の設置、町営住宅の改修などを行います。

5番目は、地場産業の支援です。振興基金を設け、起業者への低利融資、広域行政による雇用創出、山林資源の積極活用、野菜作りのための圃場整備などに取り組みます。

6番目は、観光事業の見直しです。古座川町観光協会を再構築し、県の推進する「ジオパーク事業」との連携ができる体制づくりを進めます。

7番目は、環境保全です。河川の水害風倒木の除去回収の県への要請、悪臭汚水垂れ流しの改善、空き家対策の検討など条例の整備も含め取り組みます。

8番目は、本町役場の職場環境の改善です。過去8年間で16名の早期退職者が出ています。このような状態では、住民サービスの質が低下し、一番不利益を被るのは町民です。

職員の能力向上のための研修を実施するとともに、本町職員も働き甲斐のある職場である事を実感できるような環境の改善を行います。

以上、町政を担うにあたり、これからの新しいまちづくりの所信の一端を述べさせていただきました。新しい古座川町を創りあげるため、全力を傾注していきます。

最後に、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご支援を賜り、町政が円滑に推進されますよう心よりお願い申し上げます、就任にあたってのあいさつ並びに所信といたします。



古座川町議

選挙結果

任期満了による古座川町議会議員一般選挙（5月31日告示、6月5日投票）が行われ、新しく議員になられた方は次のとおりです。（五十音順・敬称略）

淡	大	坂	瀧	谷	佃	中	橋	洞	矢
佐	屋	本	口	久	奈	田	本	本	本
口	一	卓	定	久	津	善	尚	佳	和
幸	成	巳	延	司	代	和	視	和	久



町の取り組み・出来事

観

光振興実施計画報告会

5月22日に古座川町保健福祉センターで、古座川町観光振興実施計画の報告会が行われました。

この実施計画は平成26年度に策定した観光振興計画に基づいて、町内の団体で構成される観光振興計画推進委員会によって作られたものです。

当日は玉川大学観光学部客員教授の折戸晴雄氏から観光振興計画の概要についての説明があり、その後、各団体の代表者が実施事業の計画について町民への説明を行いました。

訪れた町民の方々は真剣に聞き入っていました。

【産業建設課 産業観光班】



報告会の様子

区

長連合会総会開催

4月28日に古座川町保健福祉センターで、平成28年度区長連合会総会が開催されました。この会議は、区長さん方の親睦を深めたり、町行政との円滑な意思疎通を図るために毎年開催されています。はじめに区長連合会の役員改選が行われ、会長に橋本尚視さん（高池上部区長）、副会長に大屋實作さん（三尾川区長）が選出されました。

改選後、会長・副会長からの挨拶、町長の挨拶、新年度各課の重点事項説明などがありました。その後、質疑応答の時間が設けられ、官民間や区長間で意見交換が行われました。

今後とも町行政へのご協力をよろしく申し上げます。

【総務課 総務行政班】



平成28年度事業について説明

読

書活動の推進

5月31日、今年度からスタートした読書活動推進事業の一環として、地域おこし協力隊の司書教諭が明神小学校を訪れ、全校児童に絵本のブックトークを実施しました。朝の全校での活動時間を活用して行われ、子どもたちは絵本の内容に集中して聞き入り、司書からの質問に対しても元気よく答えました。

ブックトークとは、図書の紹介のことで、子どもたちに「その本を読みたいという気持ち」や「読書に対する興味」をもってもらうことを目的とした活動です。

これからも、町内小中学校や保育所で定期的に取り組み、読書活動を推進していきます。

【教育課 教育班】



ブックトークの様子

に

んにく収穫ボランティア

5月7日～8日に近畿大学、大阪市立大学、桃山学院大学、和歌山大学の学生22名と三重県熊野市の地域おこし協力隊1名の計23名が、潤野地区、相瀬地区、川口地区においてにんにくの収穫、出荷作業の手伝いを行いました。この活動は、平成27年からスタートし、今回で3回目の実施となります。7日の夜には、生産者やJAみくまの、県職員、町職員を含む約30名で交流会を開き、生産者、販売者、行政の連携を深めました。

10月のにんにく植え付け時期にも学生の受け入れを予定しています。

【産業建設課 農林水産班】



いい匂いがするかな？



お知らせと情報

障害者手帳等をお持ちの 65歳以上75歳未満の方へ

65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認められた方は、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。

●一定の障害とは
○身体障害者手帳1級～3級または4級の一部に該当する方

○療育手帳A判定の方

○精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する方

○国民年金法等における障害年金1・2級に該当する方

■後期高齢者医療保険に加入する方

現在加入している健康保険（国民健康保険など）に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。

■障害認定申請に必要なもの

○認印、障害者手帳、療育手帳（障害年金1級・2級を受給している方は年金証書）

詳細についてはお問い合わせください。

【税務住民課 住民班】

熱中症にご注意！

毎年、熱中症で多くの方が医療機関に搬送されています。こまめに水分補給し、部屋の温度は28度以下、湿度は60%以下に保つようしましょう。また、体調管理はしっかりとし、外出時は涼しい服装を心がけ、日傘や帽子を着用しましょう。くもりの日や室内でも熱中症になる場合があります。高齢者や赤ちゃん・こどもは特に注意が必要です。みんなで予防を呼びかけあって、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

【健康福祉課 健康班】

森林の伐採には届出が必要です

森林の伐採を行う場合は、森林法に基づき30～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。保安林に指定されている森林のうち、人工林の間伐等であれば町への届出、それ以外は県知事の許可が必要となります。

その他、開発や土地の形質変更を行う際も届出や許可が必要となりますので、森林内で作業をする場合は事前にお問い合わせください。

【産業建設課 農林水産班】

平成28年度集団予防接種について

左の表のとおり、平成28年度集団予防接種を実施します。対象者の方には、実施日までに案内と「接種依頼券」【予診票】を送付します。

実施日	予防接種名	対象者	場所
8月2日(火) 【受付時間】 13:15～ 13:30	日本脳炎	小学1年～ 高校3年の 未接種者	中央公民館
8月23日(火) 【受付時間】 13:15～ 13:30	日本脳炎	小学1年～ 高校3年の 未接種者	中央公民館

【健康福祉課 健康班】

食中毒にご用心！

「食中毒予防の三原則」を実践し、食中毒の予防を心がけましょう。
①つけない：こまめに手を洗い、まな板などの調理器具を使用のついでに洗う。
②かやさない：食品購入後はなるべく早く冷凍、冷蔵保存をする。冷蔵庫を過信せず早めに食べる。
③やっつける：加熱調理を心がけ、ふきんやまな板、包丁などの調理器具も熱湯殺菌する。
また、「食中毒かな」と思ったら、自分で判断しないで早めに医師の診断を受けましょう。

【健康福祉課 健康班】



捨てないで！捨て犬・捨て猫はやめよう！

ペットを捨てることは犯罪であり、法により罰せられます。

「動物の愛護及び管理に関する法律（罰則）」

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者：2年以下の懲役または200万円以下の罰金
 - ・愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者：100万円以下の罰金
 - ・愛護動物を遺棄した者：100万円以下の罰金
- 詳しくは、お問い合わせください。

【税務住民課 住民班】

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している方に対して手当を支給する制度で、児童福祉の増進を図ることを目的としています。
詳しくは、お問い合わせください。

【健康福祉課 福祉班】

町税等の納期限

税目	期別	納期限
固定資産税	第2期	平成28年7月31日
国民健康保険税	第1期	平成28年8月1日
介護保険料	第4期	
後期高齢者医療保険料	第1期	平成28年8月31日
町県民税	第2期	
国民健康保険税	第2期	
介護保険料	第5期	平成28年8月31日
後期高齢者医療保険料	第2期	

* 納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

【税務住民課 税務班】

町長便り

— 町民の皆様へ —

就任ご挨拶と古座川の夏



去る6月5日の古座川町長選挙において、多くの町民の皆様と関係各位の力強いご支援とご厚情により、町長の重責を担うことになりました。もとより微力ではありますが、町民の負託に応えるべく努力を重ねながら、町政運営を進めていきたいと思っております。

さて、7月といえば皆さんは何を思い浮かべますか。夏祭りや七夕、スイカやオクラなどの夏野菜、海や川、学生の皆さんからは期末試験といった声もあるかもしれません。老若男女のみならず動物も植物もみんながエネルギーになる夏がやってきました。清流古座川は、夏の太陽をいっぱい吸い込んで水面の輝きを増し、水と戯れる町の宝物たちを優しく包み込んでくれています。そんな風景に我々大人たちもまた癒され、この心安らぐ悠久の自然を私たちの手でいつまでも守っていききたいと身の引き締まる思いです。

夏の清流古座川関連でお話をすれば、「河内祭り」も次世代に伝えたい大切な文化の一つです。この祭りは、平成11年12月に国指定重要無形民俗文化財に指定されました。紀州藩が編纂した「紀伊続風土記」には「日置浦より新宮迄の間に此祭に次ぐ祭なし」と書かれるほど、古くから有名な祭りだったそうです。国が重要と認める文化が地元にあるということ子どもたちにも誇りに思ってもらい、郷土愛を育てていきたいものです。

最後になりましたが、皆様方におかれましては時節柄ご自愛の程をお願い申し上げます。就任のあいさつに代えさせていただきます。

町長 西前 啓市

☆食推コーナー☆

食生活改善推進協議会ではいろいろな事業を行っています。このコーナーでは、現在取り組んでいる事業をひとつずつ紹介していきます。

～ジビエ料理講習会～

4月13日、兵庫県丹波市から無鹿・鴻谷佳彦シェフを招き「ジビエ家庭料理講習会」を開催しました。鹿肉には脂肪燃焼や疲労回復等様々な効用があるというお話のあと、実際に4品のレシピを実演していただきました。多くの方に味わっていただくため、地域の食事会で積極的に取り入れていきたいと思っております。



60周年記念切手

販売中!

町制施行60周年を記念して作成した記念切手は、役場本庁、各出張所で販売中です。この機会にぜひお買い求めください。



◎1シート：**1300**円(税込)

【総務課 企画財政班】

ふるさとづくり寄付の活用状況について

古座川町では、みなさま方のご寄付を効果的に活用するため、有識者等による「ふるさとづくり基金活用検討委員会」を立ち上げ、活用方法の検討を行いました。その結果、平成27年度は、車イスに対応した福祉車両の整備に活用させていただきました。



これからもご意見・ご協力などいただきますようよろしくお願いいたします。

【総務課 企画財政班】

戦没者のご遺族の皆様へ 第10回 特別弔慰金の支給について

戦後70年にあたり、犠牲となった戦没者等に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

第10回特別弔慰金の支給対象内容については次のとおりです。該当されると思われる方はお問い合わせください。

対象：戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日に恩給や遺族年金などを受けている方がいない場合、弔慰金の受給権者・戦没者の子・兄弟姉妹などで順位の優先する遺族一人に支給

支給内容：額面25万円5年償還の記名国債

申込締切：平成30年4月2日まで

【税務住民課 住民班】

